

◎ 所得税・住民税における寄附金控除の概要

平成 20 年度の税制改正（平成 20 年 4 月 30 日交付・施行）により、寄付金に対する税の軽減措置（いわゆる「ふるさと納税制度」）が図られました。

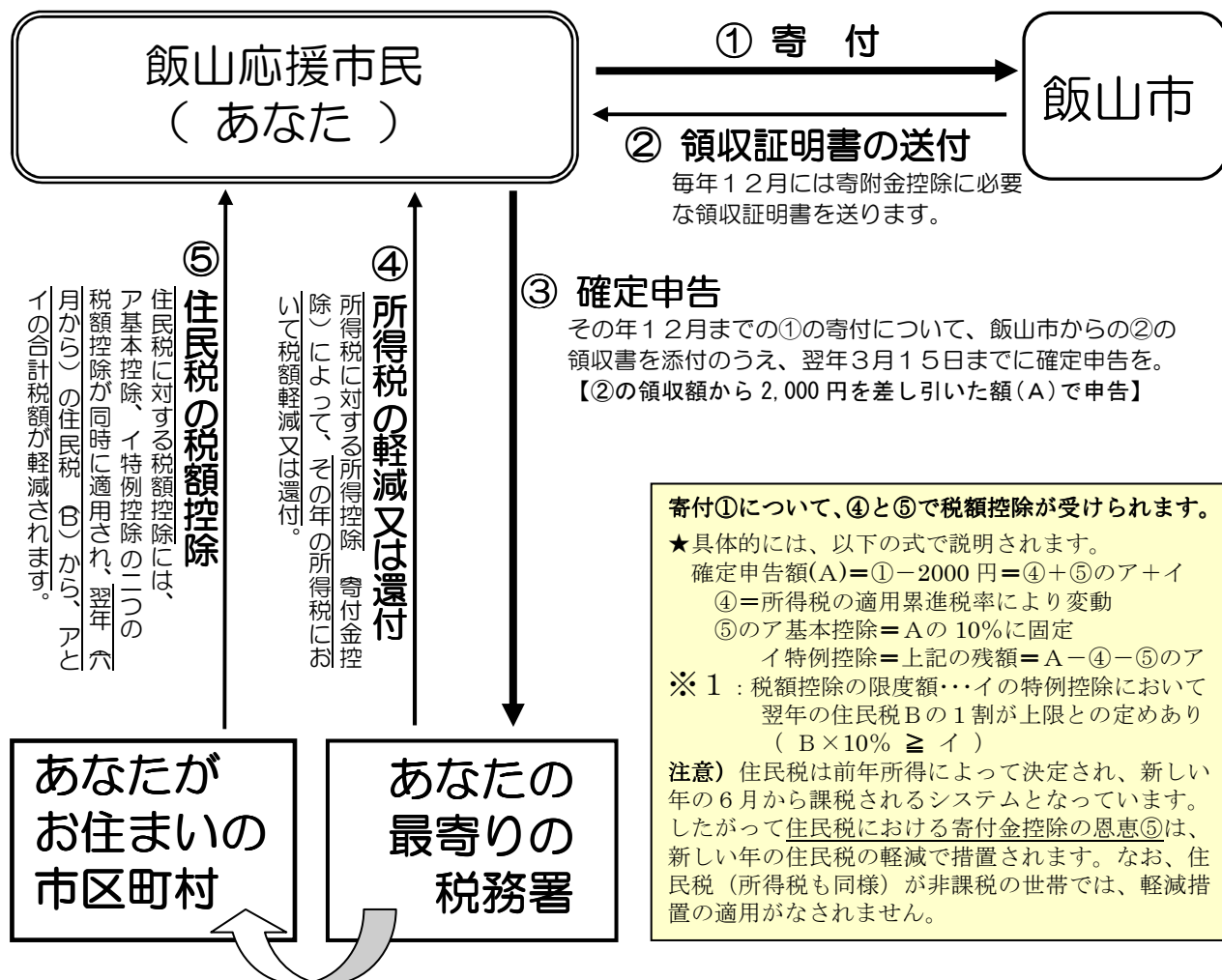
これにより、『悠久のふるさと飯山応援金』として、飯山市にご寄付を頂いた場合、他の市町村等に対するそれと同様、寄付金から適用下限額（所得税・住民税とも 2,000 円）を差し引いた額について、あなたがお住まいの市区町村の住民税や、国税である所得税から、寄付した金額に相当する税金が軽減されます。

（※ 1：上限がありますのでご注意ください。）

この寄附金控除を受けるには、飯山市が発行する寄附金の領収書を添えて、翌年の 3 月 15 日までに、最寄りの税務署に確定申告していただくこととなります。

寄付金控除の流れは下図のとおりですが、飯山市では寄付をされた方々には、その年の 1 2 月、寄付金の領収書と共に、確定申告書の記載方法を記載した『手引き』を送付させていただきますので、心配ありません。

平成 23 年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの寄附金は、平成 23 年中の所得に対しての寄附金控除となります。



★寄付金税制は上記のとおり複雑な形態となっておりますが、確定申告の際には記載方法を記入した手引きをお届け致しますのでご安心ください。控除適用のない 2000 円の部分（所得税・住民税適用下限額）と、翌年の住民税の 10%程度が上限となる規定（上限規定）がありますので、ご注意ください。